

改正電子帳簿保存法への対応 —スキャナ保存

高橋 宏和 (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所
公認会計士・税理士



令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」とする）」の改正が行われ令和4年1月1日施行されました。

10月号では改正電子帳簿保存法の内容の内、自社で作成する帳簿等について電磁的記録等による保存を行う場合の要件について確認しました。本稿では、取引の相手先から受け取った請求書等の書類について文書をスキャンして保存する場合の要件について確認し、改正電子帳簿保存法に則った保存の方法について説明したいと思います。

〔質問1〕

スキャナ保存制度の概要とスキャナ保存による保存が可能な文書の範囲について教えてください。

〔回答〕

スキャナ保存制度は、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類について一定の要件の下で書面による保存に代えてスキャン文書による保存が認められる制度です。これは、そもそも平成17年度に創設された制度ですが、令和3年度の税制改正によって事前承認制度の廃止と要件の大幅な緩和が行われたものです。

スキャナ保存制度の対象となる書類は国税に関する法律の規定により保存しなければならないとされている書類のうち、決算に関して作成された書類以外の全ての書類とされています。具体的には取引先との取引の証拠書類となる契約書や発注書、見積書、請求書、納品書、領収書その他これに準ずる書類及び自己が作成したこれらの書類の写しの全てについてスキャナ保存によることができます。

〔質問2〕

スキャナとはどのようなものを言うのでしょうか。また、スキャナ保存制度を利用するにあたって、新たな機器やソフトウェアの購入が必要となるのでしょうか。

〔回答〕

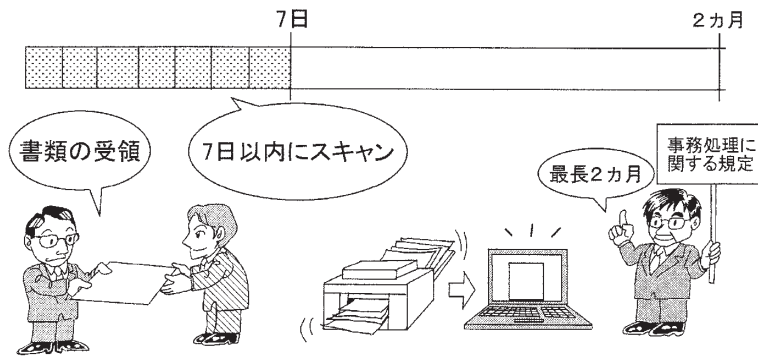
スキャナとは書面の国税関係書類を電磁的記録に変換する装置を言います。家電量販店で販売されている「スキャナ」や「複合機」等の機器の他、スマートフォンやデジタルカメラによる撮影も認められます。現在多くの事業所で使用しているコピー機には複合機としてスキャナの機能が備わっているものが多く、事務処理のためにパソコンを使っていれば画像データの保存にも対応可能なため、多くの事業者は機器やソフトウェアを新たに購入することなくスキャナ保存が可能です。

〔質問3〕

スキャナ保存を行う場合に満たさなければならない要件について教えてください。

〔回答〕

スキャナ保存を実施するために満たさなければならない要件についてまとめると以下の通りです。



【国税関係書類のスキャナ保存のための要件（電帳法施行規則2条）】

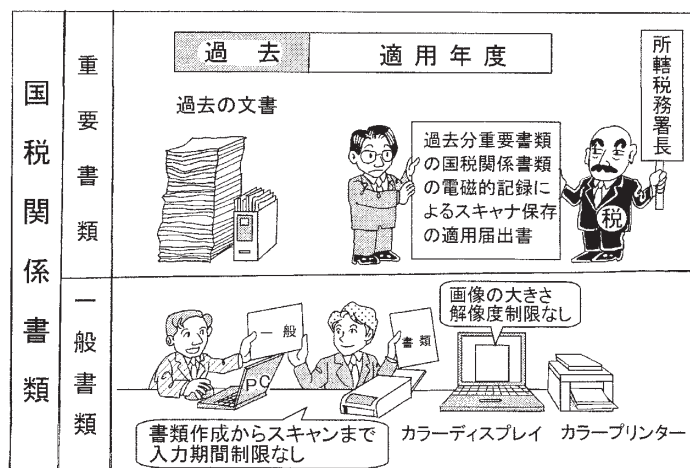
要件	内容
① 入力期間の制限	書類の受領後又は作成後速やか（7営業日以内）にスキャンを行う必要があります。「事務処理に関する規定」を定めている場合には業務の処理に係る通常の間を経過した後、とすることができます。この通常の間は最長2カ月までの範囲で決定できます。
② 一定水準以上の解像度による読み取り	200dpi 以上による読み取りが必要です。（読み取った画像が判読可能であれば問題ないものと思われます）
③ 一定水準以上の解像度による読み取り（カラーの場合）	赤・緑・青それぞれ256階調（1,677万色）以上（読み取った画像が判読可能であれば問題ないものと思われます）
④ タイムスタンプの付与	スキャンした文書にタイムスタンプ（総務大臣が認定する時刻認証業務サービス）を付与する必要があります。 ①の条件を満たしていることが確認できる場合は不要となります。
⑤ 解像度及び階調情報の保存	スキャン文書の解像度及び階調が数値で確認できる必要があります。
⑥ 大きさ情報の保存	スキャン文書の大きさが数値で確認できる必要があります。（A4サイズ以下の場合には不要）
⑦ 訂正及び削除の確認	文書に訂正及び削除の事実があった場合内容の確認ができることが必要です。
⑧ 入力者等情報の確認	文書毎にスキャンを実施する者と監督する者を明らかとする必要があります。
⑨ スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持	スキャン文書の内容と帳簿の記録が一对一で照合可能にしておく必要があります。

要件	内容
⑩ 見読可能装置の備付け	14インチ以上のカラーディスプレイ及びカラープリンターと4ポイントの大きさの文字が識別できる必要があります。
⑪ 整然・明瞭出力	スキャン文書を整然と明瞭に画面に映し出す若しくはプリントできる必要があります。
⑫ 使用する機器及びシステムの開発関係書類等の備付け	使用する機器やソフトウェアについてマニュアルや操作説明書を備付ける必要があります。
⑬ 検索機能の確保	取引年月日・金額・取引先を条件として2以上の条件の複合で範囲を指定して検索可能な状態で保存する必要があります。(別途検索簿を作成することも可能です)



なお、国税関係書類のうち決算関係書類を除く取引書類で、資金や物の流れに直接連動しない書類（一般書類）については上記①③⑥⑩の要件が省略可能とされています。

また、国税関係書類のうち決算関係書類を除く取引書類で、資金や物の流れに直接連動する書類（重要書類）について適用年度より過去の文書についてもスキャナ保存によることとする場合には「過去分重要書類の国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります。



本稿で説明したスキャナ保存に加えて10月号で説明した電子帳簿と8月号で説明した電子取引の保存に合わせて対応することでほとんどの文書をペーパーレスで保存することが可能となります。このことは紙やインク代の節約と倉庫スペースの解放といった経済的な面や環境配慮の面でメリットがある一方で、データには紙媒体に比べて損傷や消失した場合に備えたバックアップが必要なことや、複数の担当者が保存作業に関わる場合のルールの設定や事後検証可能性の確保等、配慮が必要な面も多くあると思います。

基本的には、電子帳簿保存への適応は検討していくべきではありますが、全てを一度に対応するのが難しい場合は、自社の業務内容に応じて部分的な業務の電子化から始めて、逐次適用業務を拡大しながら対応していくことが望ましいと考えます。

